

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-271)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次

規則

○北海道税条例施行規則の一部を改正する規則 (税務課) 一四一

告示

○一般競争入札(物品の賃借)の実施 (環境政策課) 一四二

○北海道環境影響評価条例による第二種事業に係る判定の基準の一部改正 (環境政策課) 一四三

○大規模小売店舗立地法第六条第一項(変更)の届出 (地域産業課) 一四三

○平成十三年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等の決定の一部改正 (農政課) 一四四

○土地改良事業の施行の認可(二件) (土地改良指導課) 一四七

○道営土地改良事業計画の決定 (土地改良指導課) 一四七

○道営土地改良事業変更計画の決定 (土地改良指導課) 一四七

○知事権限に係る保安林の指定の解除 (治山課) 一四七

○公共測量の終了の通知 (建設部総務課) 一四八

○道路の区域の変更(二件) (道路整備課) 一四八

○道路の供用の開始 (道路整備課) 一四八

○道路の区域の変更及び供用の開始 (道路整備課) 一四八

○公有水面の埋立ての免許 (砂防災害課) 一四九

○海岸保全区域の指定の一部改正 (砂防災害課) 一五〇

○宅地建物取引業者の事務所所在地の確知 (建築指導課) 一五一

○一般競争入札(空知支庁合同庁舎清掃業務)の実施 (支庁告示) 一五一

○都市計画法による開発行為に関する工事の完了 (支庁告示) 一五二

○一般競争入札(ボイラー運転等業務)の実施 (支庁告示) 一五二

○建築基準法による公開の意見の聴取の実施 (支庁告示) 一五四

○庭園管理業務の事業概要調査の実施 (支庁告示) 一五四

○排水設備清掃業務の事業概要調査の実施 (支庁告示) 一五五

○軽油引取税免税証の亡失の届出 (支庁告示) 一五五

札幌医科大学告示

○一般競争入札(水質測定業務)の実施 一五六

○一般競争入札(物品の賃借)の実施 一五七

道立江美病院告示

○一般競争入札(清掃業務)の実施 一五八

○一般競争入札(警備等業務)の資格に関する公示 一五九

○一般競争入札(警備等業務)の実施 一六〇

道教育委員会教育長告示

○一般競争入札(託送業務)の資格に関する公示 一六一

○一般競争入札(託送業務)の実施 一六二

○特定調達契約に係る入札の公告 一六三

宗谷海区漁業調整委員会委員補欠選挙長公告

○宗谷海区漁業調整委員会委員補欠選挙における候補者の届出 一六四

○宗谷海区漁業調整委員会委員補欠選挙における無投票 一六四

道警察本部告示

○一般競争入札の実施に関する公告 一六五

○交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の一部改正 一六六

公布された規則のあらまし

北海道税条例施行規則の一部を改正する規則(規則第六号)

一 趣旨及び内容

地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になっているものの運行の用に供する一般乗合用バスに係る国の補助制度が改正されたことにかんがみ、平成十三年度分の自動車税の減免対象となる一般乗合用バスの特定について、当該国の補助制度改正前の「生活路線」の運行によることとするため、この規則を制定することとした。

二 施行期日

この規則は、公布の日から施行し、平成十三年度分の自動車税について適用することとした。

規則

北海道税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年二月二十二日 北海道規則第六号 北海道税条例施行規則の一部を改正する規則 北海道税条例施行規則（昭和二十九年北海道規則第九十八号）の一部を次のように改正する。 「 第四十二項中「定めるもの」として「平成十三年三月三十一日以後となる」とを「平成十三年三月三十一日以前となる」とに改め、 「前年度」とを「平成十二年」とし、「減免を受けるもの」とするものを「同一日からの同一日」とし、 」を「平成十三年三月二十五日から同三十一日まで」と改める。」 「 4月1日から4月7日まで の 期 間 」 や 「 平成13年3月25日から3月31日までの期間 」 「 この規則は、同様のものとして、平成十三年3月25日から3月31日まで」と改める。」 附 則 1 この規則は、公布の日から施行する。 2 この規則による改正後の北海道税条例施行規則（以下「改正後の規則」として。）は、同規則第二十三項の規定は、平成十三年度分の自動車税について適用し、平成十二年度分までの自動車税については、なお従前の例による。 3 この規則の施行の際現行この規則による改正前の北海道税条例施行規則の規定に基いて作成されている用紙がある場合においては、改正後の規則にかかわらず、当該用紙をいつて使用するにと妨げない。	
北海道告示第 265 号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 平成14年2月22日	北海道知事 堀 達 也
1 入札に付する事項 (1) 調達をする貸借物品等の名称及び数量 環境情報システムに使用するサーバー等 1式（1月あたりの単価） (2) 調達をする賃借物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。	(3) 納 入 期 日 平成14年3月15日（金） (4) 契 約 期 間 平成14年3月15日から31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成19年3月14日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。 (5) 納 入 場 所 別途指示する場所 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成13年北海道告示第19号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。 (2) 適が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 当該物品の障害発生時等に、速やかな対応の取れる体制を有すること。 (4) 当該物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明したものであること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申 請 の 時 期 平成14年2月22日から28日まで イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060 - 8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道環境生活部環境室環境政策課 電話番号 011 - 231 - 4111 内線 24 - 215 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道環境生活部環境室環境政策課 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 北海道札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館 3階 3号会議室 平成14年3月5日（火） 午前10時 (2) 入 札 日 時 平成14年3月5日（火） 午前10時 (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 6 入札保証金及び契約保証金 入札保証金及び契約保証金は、免除する。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目
北海道環境生活部環境室環境政策課
- (2) 交 付 方 法 (1)に同じ。

- 8 郵便等による入札 郵便及び電報による入札は認めない。

- 9 落札者の決定方法 北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内であって最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

- 10 契約書作成の要否

- 11 その他

- (1) 開札の時間において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

- (2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱いは、落札決定に当たっては、入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず消費税等抜き価格相当額（単価）とすること。
なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）

- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道環境生活部環境室環境政策課
イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目
電話番号 011 - 231 - 4111 内線 24 - 215

- (4) この入札の執行は、公開する。

- (5) 詳細は、入札説明書による。

北海道告示第266号

平成11年北海道告示第126号（北海道環境影響評価条例による第二種事業に係る判定の基準）の一部を次のように改正する。

平成14年2月22日

北海道知事 堀 達 也

1の(2)及び(3)中「表の注」を「表の備考」に改め、「別表」を「別表第1」に改める。
1の(5)のイ中「窒素酸化物」を「窒素酸化物及び粒子状物質」に改め、「第1項の特定地域」を「第1項の窒素酸化物対策地域又は同法第8条第1項の粒子状物質対策地域」に改め

る。

- 1の(5)のイ中「第7条」を「第3条」に改める。
2の(1)中「別表」を「別表第1」に改める。

北海道告示第267号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成14年6月24日までに北海道網走支庁商工労働観光課に到着することができ。

平成14年2月22日

北海道知事 堀 達 也

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパ－三和駒場店
網走市駒場南8丁目

- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社篠原商店 代表取締役 篠原 肇
網走市北6条西3丁目8番地の1

- (3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

小売業を行う者の氏名又は名称	住 所	代 表 者 の 氏 名
株式会社篠原商店	網走市北6条西3丁目8番地の1	代表取締役 篠原 肇
合 坂 商 店	網走市南7条東6丁目9番地	合坂 義文
有限会社菅原クリーニング商会	網走市北3条東1丁目4番地	取締役 菅原 源一

(変更後)

小売業を行う者の氏名又は名称	住 所	代 表 者 の 氏 名
株式会社篠原商店	網走市北6条西3丁目8番地の1	代表取締役 篠原 肇
有限会社菅原クリーニング商会	網走市北3条東1丁目4番地	取締役 菅原 源一

- (4) 変更の年月日
平成14年 1月15日
- (5) 変更する理由
テナントの吸収合併
- 2 届出年月日
平成14年 2月 4日
- 3 届出書等の縦覧
- (1) 縦覧場所
北海道経済部地域産業課
北海道網走支庁商工労働観光課
- (2) 縦覧期間
平成14年 2月22日（金）から平成14年 6月24日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
- (3) 縦覧時間
午前 9 時から午後 5 時15分まで

北海道告示第 268 号

平成13年北海道告示第597号（平成13年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等の決定）の一部を次のように改正する。

平成14年 2月22日

北海道知事 堀 達 也

市町村が交付する当該子助成の対象となつた農業者ごとの融資残高につき次の割合で計算した額

11 農業経営基盤強化資金利子補給事業の事項中

を

- (1) 年2.0パーセント資金にあっては、年0.25パーセント
- (2) 年1.9パーセント資金にあっては、年0.265パーセント
- (3) 年1.8パーセント資金にあっては、年0.285パーセント
- (4) 年1.7パーセント資金にあっては、年0.3パーセント
- (5) 年1.6パーセント資金にあっては、年0.315パーセント
- (6) 年1.3パーセント資金にあっては、年0.365パーセント
- (7) 年1.1パーセント資金にあっては、年0.4パーセント

別記19のとおり に改める。

13 21世紀農業フロンティア融資事業（利子助成事業）の事項中

市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき次の割合で計算した額

(1) 年2.0パーセント資金にあっては、年1.25パーセント

(2) 年1.9パーセント資金にあっては、年1.265パーセント

(3) 年1.8パーセント資金にあっては、年1.285パーセント

(4) 年1.7パーセント資金にあっては、年1.3パーセント

(5) 年1.6パーセント資金にあっては、年1.315パーセント

(6) 年1.3パーセント資金にあっては、年1.065パーセント

(7) 年1.1パーセント

を

「別記20のとおり」に改める。

別記19及び20を次のとおり定める。

別記19

市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき次の割合で計算した額

1 平成13年4月30日までに貸し付けられた資金

- (1) 年2.0パーセント資金にあっては、年0.25パーセント
- (2) 年1.9パーセント資金にあっては、年0.265パーセント
- (3) 年1.8パーセント資金にあっては、年0.285パーセント
- (4) 年1.7パーセント資金にあっては、年0.3パーセント
- (5) 年1.6パーセント資金にあっては、年0.315パーセント
- (6) 年1.3パーセント資金にあっては、年0.365パーセント
- (7) 年1.1パーセント資金にあっては、年0.4パーセント

2 平成13年5月1日以降に貸し付けられた資金

- (1) 年1.6パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年2.25パーセント）にあっては、年0.16パーセント
- (2) 年1.55パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年2.2パーセント）にあっては、年0.16パーセント
- (3) 年1.5パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年2.15パーセント）にあっては、年0.16パーセント
- (4) 年1.45パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年2.1パーセント）にあっては、年0.16パーセント
- (5) 年1.4パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年2.1パーセント）にあっては、年0.175パーセント
- (6) 年1.35パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年2.05パーセント）にあっては、年0.175パーセント
- (7) 年1.35パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年2.0パーセント）にあっては、

ーセント資金にあっては、年0.9パーセント

第1342号

報 公 道 海 北

年0.16/パーセント (8) 年1.3/パーセント資金 (農林漁業金融公庫貸付利率年2.05/パーセント) にあっては、年0.185/パーセント (9) 年1.25/パーセント資金 (農林漁業金融公庫貸付利率年2.0/パーセント) にあっては、年0.185/パーセント (10) 年1.25/パーセント資金 (農林漁業金融公庫貸付利率年1.95/パーセント) にあっては、年0.175/パーセント (11) 年1.25/パーセント資金 (農林漁業金融公庫貸付利率年1.9/パーセント) にあっては、年0.16/パーセント (12) 年1.2/パーセント資金 (農林漁業金融公庫貸付利率年1.95/パーセント) にあっては、年0.185/パーセント (13) 年1.2/パーセント資金 (農林漁業金融公庫貸付利率年1.85/パーセント) にあっては、年0.16/パーセント (14) 年1.15/パーセント資金 (農林漁業金融公庫貸付利率年1.85/パーセント) にあっては、年0.175/パーセント (15) 年1.15/パーセント資金 (農林漁業金融公庫貸付利率年1.8/パーセント) にあっては、年0.16/パーセント (16) 年1.05/パーセント資金 (農林漁業金融公庫貸付利率年1.75/パーセント) にあっては、年0.175/パーセント (17) 年1.05/パーセント資金 (農林漁業金融公庫貸付利率年1.7/パーセント) にあっては、年0.16/パーセント (18) 年0.95/パーセント資金 (農林漁業金融公庫貸付利率年1.65/パーセント) にあっては、年0.175/パーセント (19) 年0.95/パーセント資金 (農林漁業金融公庫貸付利率年1.6/パーセント) にあっては、年0.16/パーセント (20) 年0.9/パーセント資金 (農林漁業金融公庫貸付利率年1.6/パーセント) にあっては、年0.175/パーセント (21) 年0.9/パーセント資金 (農林漁業金融公庫貸付利率年1.55/パーセント) にあっては、年0.16/パーセント (22) 年0.85/パーセント資金 (農林漁業金融公庫貸付利率年1.55/パーセント) にあっては、年0.175/パーセント (23) 年0.85/パーセント資金 (農林漁業金融公庫貸付利率年1.5/パーセント) にあっては、年0.16/パーセント	市町村が交付する当該利助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき次の割合で計算した額 1 平成13年4月30日までに貸し付けられた資金 (1) 年2.0/パーセント資金にあっては、年1.25/パーセント (2) 年1.9/パーセント資金にあっては、年1.265/パーセント (3) 年1.8/パーセント資金にあっては、年1.285/パーセント (4) 年1.7/パーセント資金にあっては、年1.3/パーセント (5) 年1.6/パーセント資金にあっては、年1.315/パーセント (6) 年1.3/パーセント資金にあっては、年1.065/パーセント (7) 年1.1/パーセント資金にあっては、年0.9/パーセント 2 平成13年5月1日以降に貸し付けられた資金 (1) 年1.6/パーセント資金 (農林漁業金融公庫貸付利率年2.25/パーセント) にあっては、年1.16/パーセント (2) 年1.55/パーセント資金 (農林漁業金融公庫貸付利率年2.2/パーセント) にあっては、年1.11/パーセント (3) 年1.5/パーセント資金 (農林漁業金融公庫貸付利率年2.15/パーセント) にあっては、年1.06/パーセント (4) 年1.45/パーセント資金 (農林漁業金融公庫貸付利率年2.1/パーセント) にあっては、年1.01/パーセント (5) 年1.4/パーセント資金 (農林漁業金融公庫貸付利率年2.1/パーセント) にあっては、年0.975/パーセント (6) 年1.35/パーセント資金 (農林漁業金融公庫貸付利率年2.05/パーセント) にあっては、年0.925/パーセント (7) 年1.35/パーセント資金 (農林漁業金融公庫貸付利率年2.0/パーセント) にあっては、年0.91/パーセント (8) 年1.3/パーセント資金 (農林漁業金融公庫貸付利率年2.05/パーセント) にあっては、年0.885/パーセント (9) 年1.25/パーセント資金 (農林漁業金融公庫貸付利率年2.0/パーセント) にあっては、年0.835/パーセント (10) 年1.25/パーセント資金 (農林漁業金融公庫貸付利率年1.95/パーセント) にあっては、年0.825/パーセント (11) 年1.25/パーセント資金 (農林漁業金融公庫貸付利率年1.9/パーセント) にあっては、年0.81/パーセント (12) 年1.2/パーセント資金 (農林漁業金融公庫貸付利率年1.95/パーセント) にあっては、年0.785/パーセント
---	--

(13) 年1.2/パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年1.85/パーセント）にあつては、年0.76/パーセント	
(14) 年1.15/パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年1.85/パーセント）にあつては、年0.725/パーセント	
(15) 年1.15/パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年1.8/パーセント）にあつては、年0.71/パーセント	
(16) 年1.05/パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年1.75/パーセント）にあつては、年0.625/パーセント	
(17) 年1.05/パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年1.7/パーセント）にあつては、年0.61/パーセント	
(18) 年0.95/パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年1.65/パーセント）にあつては、年0.525/パーセント	
(19) 年0.95/パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年1.6/パーセント）にあつては、年0.51/パーセント	
(20) 年0.9/パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年1.6/パーセント）にあつては、年0.475/パーセント	
(21) 年0.9/パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年1.55/パーセント）にあつては、年0.46/パーセント	
(22) 年0.85/パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年1.55/パーセント）にあつては、年0.425/パーセント	
(23) 年0.85/パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年1.5/パーセント）にあつては、年0.41/パーセント	
北海道告示第269号	
土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、平成14年2月12日、栗山土地改良区が新たに行う土地改良（南角田地区基盤整備促進【基盤整備】（農業用排水）事業の施行を認可した。	
平成14年2月22日	北海道知事 堀 達 也
北海道告示第270号	
土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第10条第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行を認可した。	
平成14年2月22日	北海道知事 堀 達 也

認可年月日	事業主体名	地区名	事業の種類
平14. 2.12	ながぬま農業協同組合	長 都 北	基盤整備促進【基盤整備】（暗きよ）
同	同	南 長 沼 北	基盤整備促進【基盤整備】（暗きよ）
北海道告示第271号			
土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、道営土地改良（余市東地区中山間地域総合整備（農業用排水、農道、暗きよ、ほ場整備））事業の土地改良事業計画を定めた。			
その関係書類は、北海道後志支庁に備え置いて、平成14年2月26日から20日間、一般の縦覧に供する。			
平成14年2月22日		北海道知事 堀 達 也	
北海道告示第272号			
次の地区について、道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。			
その関係書類は、平成14年2月26日から20日間、一般の縦覧に供する。			
平成14年2月22日		北海道知事 堀 達 也	
地区名	事業の種類	事業の種類	縦覧場所
美 登 江	ため池等整備【用排水施設整備】		北海道石狩支庁
倶知安中央	土地改良総合整備【土づくり型】（暗きよ、客土、農業用排水、区画整理、土壌改良、農用地保全）		北海道後志支庁
ほ べ つ	中山間地域総合整備（農業用排水、農道、ほ場整備、暗きよ、客土）		北海道胆振支庁
川 東	土地改良総合整備【担い手育成型】（客土、暗きよ、区画整理）	同	
北海道告示第273号			
森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。			
平成14年2月22日		北海道知事 堀 達 也	
1 解除に係る保安林の所	様似郡様似町字幌満109の1（次の図に示す部分に限る。）		
在場所			

- 2 保安林として指定され 土砂の流出の防備
た目的
- 3 解 除 の 理 由 道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道日高支庁経済部林務課及び様似町役場に備
え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第 274 号

札幌開発建設部長から、次のとおり公共測量の実施が終了した旨、測量法（昭和24年法律
第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による通知があった。

平成14年2月22日

- | | | | | | |
|--------|--------------------|-------|---|---|---|
| 1 作業種類 | 公共測量（2級基準点） | 北海道知事 | 堀 | 達 | 也 |
| 2 作業期間 | 平成13年8月6日から10月5日まで | | | | |
| 3 作業地域 | 千歳市、長沼町 | | | | |

北海道告示第 275 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変
更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道札幌土木現業所に備え置いて、告示
の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成14年2月22日

- | | | | | | |
|---------|---------------------------------------|------------|----------------------|-----------|---------------|
| 1 道路の種類 | 道道 | 北海道知事 | 堀 | 達 | 也 |
| 2 路 線 名 | 舞鶴追分線 | | | | |
| 3 道路の区域 | 区 間 | 変更前
後の別 | 敷地の幅員 | 延 長 | 国道等との
重複区間 |
| | 千歳市泉郷289番8地先か
ら千歳市泉郷140番52地先
まで | 前 | 15.46mから
38.30mまで | 1,247.40m | — |
| | | 前 | 15.62mから
56.51mまで | 1,261.91m | — |
| | | 後 | 15.62mから
82.00mまで | 1,261.91m | — |

北海道告示第 276 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変

更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道函館土木現業所に備え置いて、告示
の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成14年2月22日

- | | | | | | |
|---------|--|------------|----------------------|--------|---------------|
| 1 道路の種類 | 道道 | 北海道知事 | 堀 | 達 | 也 |
| 2 路 線 名 | 丹羽今金線 | | | | |
| 3 道路の区域 | 区 間 | 変更前
後の別 | 敷地の幅員 | 延 長 | 国道等との
重複区間 |
| | 瀬棚郡今金町神丘377番1
地先から瀬棚郡今金町神丘
367番7地先まで | 前 | 22.00mから
34.95mまで | 80.00m | — |
| | | 後 | 25.03mから
34.95mまで | 80.00m | — |

北海道告示第 277 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道札幌土木現業所に備え置いて、告示
の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成14年2月22日

- | | | | | | |
|-------|---------------|--|------------|---|---|
| 路 線 名 | 供 用 開 始 の 区 間 | 北海道知事 | 堀 | 達 | 也 |
| 道道 | 美幌停車場線 | 美幌市東1条南2丁目80番46地先から
美幌市大通東1条南2丁目80番132地先（一
般国道12号交点）まで | 平成14. 2.22 | | |
| 道道 | 恵庭 栗山 線 | 夕張郡栗山町中央1丁目332番1地先から
夕張郡栗山町桜丘2丁目62番地先（一般国道
234号交点）まで | 同 14. 2.23 | | |

北海道告示第 278 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変
更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から
2週間、一般の縦覧に供する。

平成14年2月22日

1	道路の種類	道路							
2	道路の路線名、区域及び縦覧場所	路線名	区	間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間	縦覧場所
	岩見沢桂沢線	三笠市大里9番1地先から 三笠市大里76番11地先まで			前	15.00mから 31.00mまで	513.00m	—	北海道札幌市木現業所
					後	17.30mから 41.00mまで	516.41m	—	
	夕張長沼線	夕張郡由仁町熊本42番2地先から 夕張郡由仁町熊本413番2地先まで			前	18.18mから 18.18mまで	350.00m	—	同
					前	9.00mから 29.00mまで	359.10m	—	
					後	18.18mから 20.00mまで	350.00m	—	

北海道告示第 279 号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てを免許した。

平成14年2月22日

北海道知事 堀 達 也

1 免許の年月日 平成14年2月13日

2 免許を受けた者

(1) 名 称 北海道

(2) 住 所 札幌市中央区北3条西6丁目

(3) 代表者の氏名 北海道知事 堀 達也

3 埋立区域

(1) 位 置 積丹郡積丹町大字日司町1番3、3番3、3番5及び47番2並びに
大字入舸町20番4及び57番2地先の公有水面

(2) 区 域

A区域

次のM1の地点とL7の地点とを結んだ線、L7の地点からL12の地点までを順次に結んだ線、L12の地点とL12Aの地点とを結んだ線、L12Aの地点とM7の地点とを結んだ線、M7の地点とM6の地点とを結んだ線、M6の地点とM5の地点とを結んだ線、M5の地点とM4の地点とを結んだ線、M4の地点とM3の地点とを結んだ線、M3の地点とM2の地点とを結んだ線及びM1の地点とM2の地点とを結んだ線によって囲まれた区域

M1の地点

3級基準点H10No.2の地点（北緯43度21分27秒8066、東経140度28分12秒2672 X = - 71.322.177、Y = 17.836.676）から方向角313度41分05秒の方向74.73mの地点

L7の地点

M1の地点から方向角17度59分44秒の方向10.02mの地点

L8の地点

L7の地点から方向角288度47分27秒の方向2.80mの地点

L9の地点

L8の地点から方向角19度25分20秒の方向8.03mの地点

L10の地点

L9の地点から方向角110度04分20秒の方向2.80mの地点

L11の地点

L10の地点から方向角20度14分02秒の方向21.62mの地点

L12の地点

L11の地点から方向角26度48分09秒の方向40.58mの地点

L12Aの地点

L12の地点から方向角33度13分04秒の方向13.72mの地点

M7の地点

L12Aの地点から方向角194度21分59秒の方向29.17mの地点

M6の地点

M7の地点から方向角201度22分27秒の方向20.02mの地点

M5の地点

M6の地点から方向角207度53分36秒の方向20.04mの地点

M4の地点

M5の地点から方向角211度02分42秒の方向4.47mの地点

M3の地点

M4の地点から方向角237度40分13秒の方向1.64mの地点

M2の地点

M3の地点から方向角218度54分59秒の方向15.41mの地点

B区域

次のM8の地点とL20Aの地点とを結んだ線、L20Aの地点とM9の地点とを結んだ線及びM8の地点とM9の地点とを結んだ線によって囲まれた区域

M8の地点

3級基準点H10No.3の地点（北緯43度21分38秒5934、東経140度28

第1342号

報 道 公 報 北 海 道

分23秒9763 X = - 70.988.653、 Y = 18.099.397) から方向角28度41分30秒の方向185.22mの地点 L 20 Aの地点 M 8 の地点から方向角243度37分39秒の方向3.59 mの地点 M 9 の地点 L 20 Aの地点から方向角46度46分23秒の方向13.43mの地点 (3) 面 積 A区域 590.20㎡ B区域 6.99㎡ 計 597.19㎡ (海浜地盤土 776.71㎡) 4 埋立てに関する工事の施行区域 (1) 位 置 積丹郡積丹町大字日司町 1 番 3、 3 番 3、 3 番 5、 47 番 2 及び大字入舸町17番 4、 17 番 6、 20 番 1、 20 番 4、 57 番 2、 57 番 3、 617 番 2 地先並びに積丹郡積丹町大字日司町 1 番 3、 1 番 4、 1 番 5、 3 番 1、 3 番 2、 3 番 3、 3 番 5、 3 番 6、 47 番 1、 47 番 2、 241 番 及び大字入舸町17番 4、 17 番 6、 17 番 7、 20 番 1、 20 番 2、 20 番 3、 20 番 4、 57 番 2、 57 番 3、 617 番 1、 617 番 2 (2) 区 域 a 区域 次の Z 1 の地点から Z 8 の地点までを順次に結んだ線、 Z 8 の地点と R 9 の地点とを結んだ線、 R 9 の地点と R 8 の地点とを結んだ線、 R 8 の地点と R 7 の地点とを結んだ線、 R 7 の地点と R 6 の地点とを結んだ線、 R 6 の地点と R 5 の地点とを結んだ線及び Z 1 の地点と R 5 の地点とを結んだ線によって囲まれた区域 Z 1 の地点 3級基準点H10No.2の地点 (北緯43度21分27秒8066、 東経140度28分12秒2762 X = - 71.322.177、 Y = 17.836.676) から方向角295度21分29秒の方向72.86mの地点 Z 2 の地点 Z 1 の地点から方向角17度32分18秒の方向28.15mの地点 Z 3 の地点 Z 2 の地点から方向角288度47分34秒の方向2.78mの地点 Z 4 の地点 Z 3 の地点から方向角19度25分24秒の方向18.15mの地点 Z 5 の地点 Z 4 の地点から方向角110度04分55秒の方向2.87mの地点 Z 6 の地点 Z 5 の地点から方向角20度14分04秒の方向16.92mの地点 Z 7 の地点 Z 6 の地点から方向角26度48分08秒の方向41.15mの地点 Z 8 の地点 Z 7 の地点から方向角33度13分07秒の方向28.65mの地点 R 9 の地点 Z 8 の地点から方向角133度45分55秒の方向76.75mの地点 R 8 の地点 R 9 の地点から方向角221度24分55秒の方向63.70mの地点 R 7 の地点 R 8 の地点から方向角290度09分28秒の方向33.63mの地点 R 6 の地点 R 7 の地点から方向角206度41分31秒の方向11.91mの地点 R 5 の地点 R 6 の地点から方向角190度32分10秒の方向21.58mの地点		b 区域 次の Z 9 の地点から Z 16 の地点までを順次に結んだ線、 Z 16 の地点と R 27 の地点とを結んだ線、 R 27 の地点と R 26 の地点とを結んだ線、 R 26 の地点と R 25 の地点とを結んだ線、 R 25 の地点と R 24 の地点とを結んだ線、 R 24 の地点と R 23 の地点とを結んだ線、 R 23 の地点と R 22 の地点とを結んだ線、 R 22 の地点と R 21 の地点とを結んだ線及び Z 9 の地点と R 21 の地点とを結んだ線によって囲まれた区域 Z 9 の地点 3級基準点H10No.4の地点 (北緯43度21分45秒3324、 東経140度28分30秒4446 X = - 70.780.332、 Y = 18.244.454) から方向角233度37分34秒の方向92.89mの地点 Z 10 の地点 Z 9 の地点から方向角46度46分43秒の方向41.64mの地点 Z 11 の地点 Z 10 の地点から方向角46度37分32秒の方向4.23mの地点 Z 12 の地点 Z 11 の地点から方向角43度54分55秒の方向28.72mの地点 Z 13 の地点 Z 12 の地点から方向角35度18分52秒の方向26.39mの地点 Z 14 の地点 Z 13 の地点から方向角299度12分06秒の方向1.81mの地点 Z 15 の地点 Z 14 の地点から方向角27度50分18秒の方向16.84mの地点 Z 16 の地点 Z 15 の地点から方向角116度29分16秒の方向4.64mの地点 Z 27 の地点 Z 16 の地点から方向角119度55分44秒の方向25.14mの地点 R 27 の地点 R 27 の地点から方向角218度24分22秒の方向21.70mの地点 R 26 の地点 R 26 の地点から方向角221度42分18秒の方向14.00mの地点 R 25 の地点 R 25 の地点から方向角209度14分34秒の方向12.45mの地点 R 24 の地点 R 24 の地点から方向角158度45分07秒の方向14.45mの地点 R 23 の地点 R 23 の地点から方向角217度59分46秒の方向33.47mの地点 R 22 の地点 R 22 の地点から方向角230度03分09秒の方向29.74mの地点 (3) 面 積 a 区域 6,239.47㎡ b 区域 3,967.07㎡ 計 10,206.54㎡ 5 埋立地の用途 道路施設用地
北海道告示第 280 号 昭和36年北海道告示第1228号 (海岸保全区域の指定) の一部を次のように改正する。 その関係図面は、北海道建設部砂防災害課及び北海道小樽土木現業所に備え置いて縦覧に供する。 平成14年2月22日 北海道知事 堀 達 也 3 後志檜山沿岸海岸保全区域の表後志檜山沿岸の(10)島牧海岸の島牧村の項海岸保全区域の		

欄の18の事項を次のとおり改める。

18 原歌地区海岸の次の基点1から基点27までの各点を順次に結ぶ線、基点1と補点①を結ぶ線、補点①から補点④までの各点を順次に結ぶ線及び基点27と補点④を結ぶ線によって囲まれた区域

基点1	座標値 (X = - 145.853.66、Y = - 21.309.81) の地点
基点2	基点1 から方向角202度41分54秒の方向26.92メートルの地点
基点3	基点2 から方向角223度50分41秒の方向29.81メートルの地点
基点4	基点3 から方向角233度24分18秒の方向43.78メートルの地点
基点5	基点4 から方向角238度28分43秒の方向74.02メートルの地点
基点6	基点5 から方向角254度14分32秒の方向41.97メートルの地点
基点7	基点6 から方向角254度33分17秒の方向33.04メートルの地点
基点8	基点7 から方向角259度19分14秒の方向38.31メートルの地点
基点9	基点8 から方向角276度20分50秒の方向44.32メートルの地点
基点10	基点9 から方向角282度12分55秒の方向29.53メートルの地点
基点11	基点10から方向角282度06分43秒の方向25.49メートルの地点
基点12	基点11から方向角288度08分22秒の方向107.28メートルの地点
基点13	基点12から方向角285度36分25秒の方向59.28メートルの地点
基点14	基点13から方向角293度02分26秒の方向26.18メートルの地点
基点15	基点14から方向角296度33分54秒の方向30.18メートルの地点
基点16	基点15から方向角307度35分02秒の方向102.71メートルの地点
基点17	基点16から方向角302度01分32秒の方向89.76メートルの地点
基点18	基点17から方向角291度14分22秒の方向80.46メートルの地点
基点19	基点18から方向角298度52分51秒の方向59.21メートルの地点
基点20	基点19から方向角298度53分08秒の方向15.79メートルの地点
基点21	基点20から方向角288度57分41秒の方向15.14メートルの地点
基点22	基点21から方向角284度48分08秒の方向107.05メートルの地点
基点23	基点22から方向角264度37分50秒の方向45.95メートルの地点
基点24	基点23から方向角284度58分50秒の方向37.52メートルの地点
基点25	基点24から方向角269度33分37秒の方向39.10メートルの地点
基点26	基点25から方向角285度28分32秒の方向53.59メートルの地点
基点27	基点26から方向角270度36分48秒の方向112.10メートルの地点
補点①	基点1 から方向角303度56分26秒の方向88.13メートルの地点
補点②	基点10から方向角22度30分02秒の方向100.01メートルの地点
補点③	基点19から方向角22度30分02秒の方向100.01メートルの地点
補点④	基点27から方向角337度29分58秒の方向100.01メートルの地点

北海道告示第 281 号

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確認できないので、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第67条第1項の規定により公告する。

なお、公告の日から30日を経過しても申出がないときは、同項の規定により、宅地建物取引業の免許を取り消すことがある。

平成14年2月22日

北海道知事 堀 達 也

- | | |
|----------|--------------------------|
| 1 住 所 | 札幌市中央区北6条西25丁目3 - 8 |
| 2 商号又は名称 | 有限会社 オダ商 |
| 3 代表者氏名 | 小田 幸雄 |
| 4 免許証番号 | 平成9年6月29日 北海道知事石狩4第4621号 |

収 入 長

北海道空知支庁告示第6号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成14年2月22日

北海道空知支庁長 水 元 秀 彰

1 入札に付する事項

- | | |
|--------------------|-------------------------|
| (1) 調達をする役務の名称及び数量 | 一式 |
| 北海道空知支庁庁舎清掃業務 | |
| (2) 調達をする役務の仕様等 | 入札説明書による。 |
| (3) 契 約 期 間 | 平成14年4月1日から平成15年3月31日まで |
| (4) 履 行 場 所 | 北海道岩見沢市8条西5丁目 |

北海道空知支庁合同庁舎

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- | | |
|-----|--|
| (1) | 平成13年北海道告示第1956号に規定する庁舎等清掃の資格を有すること。 |
| (2) | 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 |
| (3) | 資本金の額が1,000万円以上又は清掃員を常時30人以上雇用していること。 |
| (4) | 資格審査の申請をする日の直前2営業年度分（当該2営業年度が24月に満たない場合は、24月分）の決算において、1の1に定める契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。 |
| 3 | 条件付一般競争入札参加資格の審査 |
| (1) | この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第 |

第1342号

報 公 道 北

167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申請の時期 平成14年2月22日(金)から3月8日(金)まで イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 068 - 8558 北海道岩見沢市8条西5丁目 北海道空知支庁総務部総務課 電話番号 0126 - 23 - 2231 内線 2112 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 北海道岩見沢市8条西5丁目 北海道空知支庁総務部総務課 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入札場所 北海道岩見沢市8条西5丁目 北海道空知支庁1階会議室 (2) 入札日時 平成14年3月20日(水)午前11時 (3) 開札場所 (1)に同じ。 (4) 開札日時 (2)に同じ。 6 入札保証金 (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額(消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)相当額を含む。)の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。 (2) 入札保証金の納付の免除、納付の方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。)第147条から第150条までの定めるところによる。 7 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交付場所 北海道岩見沢市8条西5丁目 北海道空知支庁総務部総務課 (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。 8 郵便等による入札 郵便及び電報による入札は認めない。 9 落札者の決定方法 財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。 10 契約書作成の要否	
11 その他 (1) 開札の時にいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。 (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名称 北海道空知支庁総務部総務課 イ 所在地 郵便番号 068 - 8558 北海道岩見沢市8条西5丁目 電話番号 0126 - 23 - 2231 内線 2112 (4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。 (5) この入札の執行は、公開する。 (6) 詳細は、入札説明書による。	北海道網走支庁告示第4号 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。 平成14年2月22日 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 紋別市緑町3丁目2番43(第1工区) 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 紋別市幸町2丁目 紋別市長 赤井 邦男 3 開発許可年月日及び番号 平成12年10月31日 網走指第12 - 8号 北海道網走支庁告示第5号 次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。 平成14年2月22日

北海道網走支庁長 太 田 敏 夫	
1 入札に付する事項	6 入札保証金
(1) 調達をする役務の名称及び数量 北海道網走総合庁舎ボイラー運転等業務 一式	(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
(2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。	(2) 入札保証金の納付の免除、納付の方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。
(3) 契約期間 平成14年4月1日から平成15年3月31日まで	7 入札説明書の交付に関する事項
(4) 履行場所 北海道網走市北7条西3丁目 北海道網走総合庁舎	(1) 交付場所 北海道網走市北7条西3丁目 北海道網走支庁総務部会計課
2 入札に参加する者に必要な資格	(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
(1) 平成13及び14年度ボイラー等運転操作競争入札参加資格者名簿に登録されている者	8 郵便等による入札 郵便及び電報による入札は認めない。
(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。	9 落札者の決定方法 財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
(3) 平成14年2月1日現在において、網走市、北見市、東藻琴村、女満別町、美幌町、津別町、斜里町、清里町、小清水町、端野町又は常呂町に本社、支社又は営業所等を有していること。	10 契約書作成の要否
(4) (3)に定める市町村にボイラー技士を常時3名以上（1級資格者1名以上を含む。）を雇用し、かつ、そのうち1名以上は甲種危険物取扱者又は乙種4類危険物取扱者であること。	11 その他
3 条件付一般競争入札参加資格の審査	(1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者はアからウまでに定めるところにより2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。	(2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い
ア 申請の時期 平成14年2月22日から3月8日まで	ア 落札決定に当たっては、入札金額に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。	イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。
ウ 申請書類の提出先 郵便番号 093 - 8585 北海道網走市北7条西3丁目 北海道網走支庁総務部会計課	(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(2) 審査を行った場合は、審査結果を申請者に通知する。	ア 名 称 北海道網走支庁総務部会計課
4 契約条項を示す場所 北海道網走市北7条西3丁目 北海道網走支庁総務部会計課	イ 所 在 地 郵便番号 093 - 8585 北海道網走市北7条西3丁目 電話番号 0152 - 44 - 7171 内線 2224
5 入札執行の場所及び日時	
(1) 入 札 場 所 北海道網走市北7条西3丁目 北海道網走総合庁舎 3階2号会議室	
(2) 入 札 日 時 平成14年3月18日 午前11時	
(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。	
(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。	

- (4) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。
- (6) この入札の執行は、公開する。
- (7) 詳細は、入札説明書による。

北海道胆振支庁告示第 2 号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第13項の規定により、次のとおり公開による意見の聴取を行う。

平成14年 2月22日

北海道胆振支庁長 天 谷 直 純

- 1 意見の聴取を受ける者の住所及び氏名
意見の聴取を受ける者は、許可に係る建築物の敷地の外周から100メートル以内の居住者、建物所有者及び土地所有者で、その住所及び氏名は、別紙のとおりである。
（「別紙」は省略し、その住所及び氏名は、北海道胆振支庁経済部建設指導課及び早来町都市建設課に備え置いて縦覧に供する。）
- 2 意見の聴取の事由
建築基準法第48条第12項ただし書の規定により、次の建築物の建築許可をしようとするため

建築主の住所及び氏名 勇払郡早来町字源武275番地

吉田 勝己

敷 地 の 位 置 勇払郡早来町字源武184のうち

建 築 物 の 用 途 飲食店、物品販売店舗

工 事 の 種 別 用途変更、増築

建築物の構造及び階数 木造一部鉄骨造 地上1階建

建 築 面 積 343.12㎡

延 べ 面 積 343.12㎡

3 意見の聴取の期日 平成14年 2月28日（木）午後 1 時30分

4 意見の聴取の場所 勇払郡早来町字遠浅125番地

早来町遠浅地区公民館

支 庁 公 報

庭園管理業務の事業概要調査を次のとおり実施する。

平成14年 2月22日

北海道上川支庁長 馬 籠 久 夫

- 1 調査の目的
平成14年度において北海道が発注する北海道上川合同庁舎（旭川市永山6条19丁目1番1号）庭園管理業務委託契約の指名競争入札参加業者を選考する場合の基礎資料とする。
- 2 調査の対象
北海道上川合同庁舎庭園管理業務委託契約の指名競争入札に参加を希望する者（以下「指名競争入札参加希望者」という。）であって、次の要件を満たしている者とする。
(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の11第1項において準用する政令第167条の4第1項に規定する者でないこと。
(2) 政令第167条の11第1項において準用する政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
(3) 北海道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
(4) 平成14年 2月 1日現在において引き続き 2年以上この調査に関する事業を営んでいること。
(5) 調査書を提出する日の直前2営業年度分（当該2営業年度が24月に満たない場合は、24月分）の決算において、この調査に関する事業の実績を有していること。
(6) 道税を滞納していないこと。
(7) 平成14年 2月 1日現在において、本店又は営業所等事業所を上川支庁管内に有していること。
- 3 調査の方法
指名競争入札参加希望者は、4に定める提出書類を北海道上川支庁長に提出するものとす。
- 4 提出書類
(1) 庭園管理業者事業概要調査書（別記第1号様式）
(2) 事業実績書（別記第2号様式）
(3) 技術者名簿（別記第3号様式）
（以上3点の書類の用紙は、北海道上川支庁総務部会計課管財係で配布する。）
(4) 法人の登記簿謄本
(5) 定款
(6) 損益計算書
(7) 納税証明書
- 5 提出書類の提出期限
平成14年 3月 7日（木）
（郵送の場合は、平成14年 3月 7日までの消印のあるものに限り受け付ける。）
- 7 提出書類の提出先

- (1) 提出先の名称

北海道上川支庁総務部会計課管財係
- (2) 提出先の所在地

郵便番号 079 - 8610 旭川市永山6条19丁目1番1号
電話番号 0166 - 46 - 5111 内線 2225
- 8 その他

この調査は、入札指名業者の選定を目的とするが、指名競争入札の参加者として指名した場合以外は、結果を通知しない。

排水設備清掃業務の事業概要調査を次のとおり実施する。

平成14年2月22日

北海道上川支庁長 馬 籠 久 夫

- 1 調査の目的

平成14年度において北海道が発注する北海道上川合同庁舎（旭川市永山6条19丁目1番1号）排水設備清掃業務委託契約の指名競争入札参加業者を選考する場合の基礎資料とする。

2 調査の対象

北海道上川合同庁舎排水設備清掃業務委託契約の指名競争入札に参加を希望する者（以下「指名競争入札参加希望者」という。）であって、次の要件を満たしている者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の11第1項において準用する政令第167条の4第1項に規定する者でないこと。

(2) 政令第167条の11第1項において準用する政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(3) 北海道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(4) 平成14年2月1日現在において引き続き2年以上この調査に関する事業を営んでいること。

(5) 調査書を提出する日の直前2営業年度分（当該2営業年度が24月に満たない場合は、24月分）の決算において、この調査に関する事業の実績を有していること。

(6) 道税を滞納していないこと。

(7) 平成14年2月1日現在において、本店又は営業所等事業所を上川支庁管内に有していること。

(8) 高圧洗浄車及びダンパー車を自己の責任において用意し、かつ、業務を実施できるところ。

3 調査の方法
指名競争入札参加希望者は、4に定める提出書類を北海道上川支庁長に提出するものとする。

4 提出書類

- (1) 排水設備清掃業者事業概要調査書（別記第1号様式）

- (2) 事業実績書（別記第2号様式）

(3) 技術者名簿（別記第3号様式）
（以上3点の書類の用紙は、北海道上川支庁総務部会計課管財係で配布する。）

(4) 法人の登記簿謄本

(5) 定款

(6) 損益計算書

(7) 納税証明書
- 5 提出書類の提出期限

平成14年3月7日（木）
（郵送の場合は、平成14年3月7日までの消印のあるものに限り受け付ける。）
- 7 提出書類の提出先

(1) 提出先の名称 北海道上川支庁総務部会計課管財係
(2) 提出先の所在地 郵便番号 079 - 8610 旭川市永山6条19丁目1番1号
電話番号 0166 - 46 - 5111 内線 2225
- 8 その他

この調査は、入札指名業者の選定を目的とするが、指名競争入札の参加者として指名した場合以外は、結果を通知しない。

次の軽油引取税免税証については、免税軽油使用者から亡失した旨の届出があったので、亡失日以降無効とした。

平成14年2月22日

北海道胆振支庁長 天 谷 直 純

免税証の種類	記号及び番号	枚数	業種	有効期間	免税証に記載された販売業者の住所（所在地）及び氏名（名称）	免税証交付先	亡失年月日
100㍻労	G1083367	1	船	平成13.9.27 平成13.12.3	苫小牧市表町2丁目1番14号 太平洋石油販売株式会社 苫小牧支店	北海道胆振支庁苫小牧道税事務所	平成13.12.29
20㍻労	E0128626 E0128645	20		平成13.12.26 平成14.3.31	苫小牧市入船町2丁目8番21号 栗林石油株式会社 苫小牧支店 苫小牧埠頭営業所		

		船	平成 13.12.26 }	苫小牧市入船町 2 丁 目 8 番 21 号 栗林石油株式会社 苫小牧支店 苫小牧埠頭営業所	北 海 道 胆振支庁 苫小牧道 税事務所	平成 14. 1.11
50 ^{1/2} 券 }	F 0362298 }	4	平成 14. 3.31	苫小牧埠頭営業所		
100 ^{1/2} 券 }	G1118095 }	6	平成 13.12.26 }	苫小牧市入船町 2 丁 目 8 番 21 号 栗林石油株式会社 苫小牧支店 苫小牧埠頭営業所		
	G1118100		平成 14. 3.31			

札幌医科大学告示

札幌医科大学告示第 8 号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成14年 2 月 22 日

札幌医科大学長 秋 野 豊 明

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務の名称及び数量等

ア 名 称 排水の水質測定業務

イ 測定回数及び測定項目

測 定 項 目	予定回数	入札に付する事項
水素イオン濃度 (pH)	96	1 件当たりの単価
全クロム (Cr)	72	1 件当たりの単価
総水銀 (T-Hg)	96	1 件当たりの単価
鉛 (Pb)	72	1 件当たりの単価

(2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。

(3) 契 約 期 間 平成14年 4 月 1 日から平成15年 3 月 31 日まで

(4) 履 行 場 所 札幌市中央区南 1 条西17丁目 札幌医科大学及び札幌市中央

区南 1 条西16丁目 札幌医科大学医学部附属病院等

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の 4 第 1 項に規定する者でないこと。

(2) 政令第167条の 4 第 2 項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(4) 計量法（平成 4 年法律第51 号）第107条の規定に基づき濃度に係る計量証明の事業登録を受けている者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、政令第167条の 5 の 2 の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2 に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成14年 2 月 22 日（金）から 3 月 5 日（火）まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しな

ければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060 - 8556 北海道札幌市中央区南 1 条西17丁目

札幌医科大学事務局総務課

電話番号 011 - 611 - 2111 内線 2112

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 北海道札幌市中央区南 1 条西17丁目

札幌医科大学基礎医学研究棟 5 F 共通会議室

(2) 入 札 日 時 平成14年 3 月 22 日（金）午前10時45分

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

5 入 札 保 証 金

入札保証金は、免除する。

6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 北海道札幌市中央区南 1 条西17丁目

札幌医科大学事務局総務課

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

7 郵 便 に よ る 入 札

郵便及び電報による入札は認めない。

8 落 札 者 の 決 定 方 法

すべての入札金額（単価）がそれぞれの予定価格の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札書記載の入札総価格（各入札金額（単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額）が最低である者を落札者とする。

9 契約書作成の要否	
10 その他	
(1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。	
(2) 入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い	
入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額（単価）とすること。	
なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）。	
(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地	
ア 名 称	札幌医科大学事務局総務課
イ 所 在 地	郵便番号 060 - 8556 北海道札幌市中央区南1条西17丁目 電話番号 011 - 611 - 2111 内線 2112
(4) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。	
(5) この入札の執行は、公開する。	
(6) 詳細は、入札説明書による。	
札幌医科大学告示第9号	
次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。	
平成14年2月22日	
札幌医科大学長 秋 野 豊 明	
1 入札に付する事項	
次の解剖遺体搬送車賃貸借業務について入札に付するものとする。	
(1) 予定回数、賃貸借の内容	入札説明書による。
(2) 契約期間	平成14年4月1日から平成15年3月31日まで
2 入札に参加する者に必要な資格	
次のいずれにも該当すること。	
(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項に規定する者でないこと。	
(2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。	
(3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。	
(4) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第3条の規定に基づく許可を受けている者であること。	

(5) 遺体搬送用自動車を7台以上保有している者であること。	
3 条件付一般競争入札参加資格の審査	
(1) この入札は、政令第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。	
ア 申請の時期	平成14年2月22日（金）から3月5日（火）まで
イ 申請の方法	申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
ウ 申請書類の提出先	郵便番号 060 - 8556 北海道札幌市中央区南1条西17丁目 札幌医科大学事務局総務課 電話番号 011 - 611 - 2111 内線 2112
4 入札執行の場所及び日時	
(1) 入 札 場 所	北海道札幌市中央区南1条西17丁目 札幌医科大学基礎医学研究棟5F 共通会議室
(2) 入 札 日 時	平成14年3月22日（金）午前11時30分
(3) 開 札 場 所	(1)に同じ。
(4) 開 札 日 時	(2)に同じ。
5 入 札 保 証 金	
入札保証金は、免除する。	
6 入札説明書の交付に関する事項	
(1) 交 付 場 所	北海道札幌市中央区南1条西17丁目 札幌医科大学事務局総務課
(2) 交 付 方 法	(1)の場所で交付する。
7 郵便等による入札	
郵便及び電報による入札は認めない。	
8 落札者の決定方法	
すべての入札金額（単価）がそれぞれの予定価格の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札書記載の入札総価格（各入札金額（単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額）が最低である者を落札者とする。	
9 契約書作成の要否	
10 その他	
(1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。	
(2) 入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い	

第1342号

- 入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額（単価）とすること。
- なお、消費税等相当額は、当該代金の請求の時に加算すること（消費税等相当額を加算した金額に1円未満の端数がある時は、その端数を切り捨てる。）。
- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- ア 名 称 札幌医科大学事務局総務課
- イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8556 北海道札幌市中央区南1条西17丁目
- 電話番号 011 - 611 - 2111 内線 2112
- (4) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。
- (5) この入札の執行は、公開する。
- (6) 詳細は、入札説明書による。

釧路市立江差病院公告

北海道立江差病院告示第1号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成14年2月22日

北海道立江差病院長 鈴木 隆

- 1 入札に付する事項
- (1) 調達をする役務の名称及び数量
北海道立江差病院庁舎清掃業務 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契約期間 平成14年4月1日から平成15年3月31日まで
- (4) 履行場所 北海道檜山郡江差町字伏木戸町484番地
北海道立江差病院庁舎
- 2 入札に参加する者に必要な資格
- (1) 平成13年北海道告示第1956号に規定する庁舎等清掃の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 資本金の額が500万円以上又は清掃員を常時40名以上雇用していること。
- (4) 資格審査の申請をする日の直前2営業年度分（当該2営業年度が24月に満たない場合は、24月分）の決算において、1の1)に定める契約の種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。
- (5) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の5に規定する基準に適合している者であること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規程による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の3)から5)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
- ア 申請の時期 平成14年2月22日から3月4日まで
- イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 043 - 0022 北海道檜山郡江差町字伏木戸町484番地
北海道立江差病院庶務課
- 4 審査を行った場合は、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所
北海道檜山郡江差町字伏木戸町484番地 北海道立江差病院庶務係
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入 札 場 所 北海道檜山郡江差町字伏木戸町484番地 北海道立江差病院
2階研修室（郵送による場合は、郵便番号 043 - 0022 北海道檜山郡江差町字伏木戸町484番地 北海道立江差病院庶務課）
- (2) 入 札 日 時 平成14年3月15日 午前10時（郵送による場合は、必着）
- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。
- 6 入 札 保 証 金
- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
- (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。
- 7 電子入札の可否
否
- 8 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交 付 場 所 北海道檜山郡江差町字伏木戸町484番地
北海道立江差病院庶務課
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所て交付する。
- 9 落札者の決定方法
財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をも

って入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10 契約書作成の要
要

11 そ の 他

(1) 開札の時に於いて、2 に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(3) 入札説明会の日時及び場所

ア 日 時 平成14年3月8日 午前10時

イ 場 所 北海道檜山郡江差町字伏木戸町484番地

北海道立江差病院2階研修室

(4) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道立江差病院

イ 所 在 地 郵便番号 043 - 0022 北海道檜山郡江差町字伏木戸町484番地

電話番号 01395 - 2 - 0036

(5) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。

(6) この入札の執行は、公開する。

(7) 詳細は、入札説明書による。

北海道立江差病院告示第2号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成14年2月22日

- 1 資格及び調達をする役務の種類
- 北海道立江差病院長 鈴木 隆
- 平成14年度において北海道立江差病院が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に係るものとする。

争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする役務の種類は、(3)に定めるものとする。

(1) 契 約 平成14年2月22日に一般競争入札の公告を行う北海道立江差病院庁舎警備、事務当直代替業務及び電話交換業務委託契約

(2) 資 格 北海道立江差病院庁舎警備、事務当直代替業務及び電話交換業務委託の資格（以下「資格」という。）

(3) 役 務 の 種 類 北海道立江差病院庁舎警備、事務当直代替業務及び電話交換業務委託

2 資 格 要 件

次のいずれにも該当すること。

(1) 政令第167条の4第1項に規定する者でないこと。

(2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(4) 平成14年2月1日現在において引き続き2年以上両院の警備、事務当直及び電話交換事業を営んでいること。

(5) 資本金の額が500万円以上又は警備員を常時40名以上雇用していること。

(6) 資格審査の申請をする日の直前2営業年度分（当該2営業年度が24月に満たない場合は、24月分）の決算において、1の(1)に定める契約と種類及び規模をほぼ同じとする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。

3 資 格 要 件 の 特 例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2の(4)及び(6)に掲げる資格要件は、適用しない。

(1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。

(2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

4 資格審査の申請の時期及び方法

(1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、平成14年2月22日から3月4日までの間にしなければならない。

(2) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わ

第 1 3 4 2 号

報 告 公 開 規 則

北 海 道 立 江 差 病 院 告 示 第 3 号

- ければならない。
- ア 提出先の名称 北海道立江差病院庶務課
- イ 提出先の所在地 北海道檜山郡江差町字伏木戸町484番地
- 5 資格審査の再申請
- (1) 再申請の事由
- 次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。
- ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者
- イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したものの
- ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの
- (2) 再申請の方法
- 再申請しようとする者は、4の②の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- 6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続
- (1) 資格の有効期間
- 資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の①に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。
- (2) 有効期間の更新
- 資格は1の①に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。
- 7 資格の喪失
- 資格を有する者が2に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。

- 代替業務及び電話交換業務委託の資格を有すること。
- 3 契約条項を示す場所
- 北海道檜山郡江差町字伏木戸町484番地 北海道立江差病院庶務課庶務係
- 4 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 北海道檜山郡江差町字伏木戸町484番地 北海道立江差病院2階研修室（郵送による場合は、郵便番号 043 - 0022 北海道檜山郡江差町字伏木戸町484番地 北海道立江差病院庶務課）
- (2) 入札日時 平成14年3月15日 午前11時（郵送による場合は、必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 5 入札保証金
- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
- (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。
- 6 電子入札の可否
- 否
- 7 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 北海道檜山郡江差町字伏木戸町484番地 北海道立江差病院庶務課
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
- 8 落札者の決定方法
- 財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
- 9 契約書作成の要否
- 要
- 10 その他
- (1) 開札の時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い
- ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課

- 1 入札に付する事項
- (1) 調達をする役務の名称及び数量
- 北海道立江差病院庁舎警備、事務当直代替及び電話交換業務 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契約期間 平成14年4月1日から平成15年3月31日まで
- (4) 履行場所 北海道檜山郡江差町字伏木戸町484番地 北海道立江差病院庁舎
- 2 入札に参加する者に必要な資格
- 平成14年北海道立江差病院告示第2号に規定する北海道立江差病院庁舎警備、事務当直

税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。 (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道立江差病院 イ 所 在 地 郵便番号 043 - 0022 北海道檜山郡江差町字伏木戸町484番地 電話番号 01395 - 2 - 0036 (4) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。 (5) この入札の執行は、公開する。 (6) 詳細は、入札説明書による。	
調査機関 北海道教育委員会	
北海道教育委員会教育長告示第3号 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。 平成14年2月22日 北海道教育委員会教育長 鎌 田 昌 市 1 資格及び調達をする役務の種類 平成14年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする役務の種類は、(3)に定めるものとする。 (1) 契 約 平成14年2月22日に一般競争入札の公告を行う北海道教育庁託送業務 (2) 資 格 北海道教育庁託送業務の資格（以下「資格」という。） (3) 特定役務の種類 北海道教育庁託送業務 2 資 格 要 件 次のいずれにも該当すること。 (1) 政令第167条の4第1項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に規定する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。 (2) 政令第167条の4第2項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の	

規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。 (3) 道税を滞納している者でないこと。 (4) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (5) 平成14年2月1日現在において引き続き2年以上運送業務を営んでいること。 (6) 平成14年2月1日の直前2営業年度分（当該2営業年度が24月に満たない場合は、24月分）の決算において、1の(1)に定める契約と種類をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。 (7) 道が契約する地域に向けた運送が確保できること。 (8) 航空便の取扱いができること。 (9) 道内（離島を除く。）については、運送業務の全部又は大部分を直接行うことが可能であること。 3 資格要件の特例 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2の(6)に掲げる資格要件は、適用しない。 (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。 (2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。 4 資格審査の申請の時期及び方法 (1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、平成14年3月1日から12日までの間にしなければならない。 (2) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。 ア 提出先の名称 北海道教育庁企画総務部財務課 イ 提出先の所在地 北海道札幌市中央区北3条西7丁目 5 資格審査の再申請 (1) 再 申 請 の 事 由 次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。 ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者 イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資	
---	--

第1342号

報 公 訓 地 北

格を有する者であるものに限る。)を変更したものの 企業組合又は協業組合である資格を有する者で、その構成員を変更したもの (2) 再 申 請 の 方 法 再申請しようとする者は、4の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続 (1) 資格の有効期間 資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。 (2) 有効期間の更新 資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。 7 資 格 の 喪 失 資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、資格を失う。 (1) 2に規定する資格要件に該当しないこととなったとき。 (2) 資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。 北海道教育委員会教育長告示第4号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 平成14年2月22日 北海道教育委員会教育長 鎌 田 昌 市 1 入札に付する事項 (1) 調達をする役務の名称及び数量 <table><tr><td>ア 調達をする役務の名称</td><td>北海道教育庁託送業務</td><td>各単位当たりの単価</td></tr><tr><td>イ 数量</td><td>梱 包</td><td>1,590個</td></tr><tr><td></td><td>個建て運送</td><td>3,160個</td></tr><tr><td></td><td>人事給与出力帳票等</td><td>792個</td></tr></table> (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。 (3) 契 約 期 間 平成14年4月1日から平成15年3月31日まで (4) 履 行 場 所 北海道札幌市中央区北3条西7丁目 北海道教育庁 2 入札に参加する者に必要な資格 平成14年北海道教育委員会教育長告示第3号に規定する北海道教育庁託送業務の資格を有すること。 3 契約条項を示す場所 北海道札幌市中央区北3条西7丁目		ア 調達をする役務の名称	北海道教育庁託送業務	各単位当たりの単価	イ 数量	梱 包	1,590個		個建て運送	3,160個		人事給与出力帳票等	792個	北海道教育庁企画総務部財務課 4 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 北海道札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館8階2号会議室 (2) 入 札 日 時 平成14年3月27日 午前10時 (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 5 入 札 保 証 金 入札保証金は、免除する。 6 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 郵便番号 060 - 8544 北海道札幌市中央区北3条西7丁目 北海道教育庁企画総務部財務課 電話番号 011 - 231 - 4111 内線 35 - 161 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 7 郵便等による入札 郵便及び電報による入札は認めない。 8 落札者の決定方法 すべての入札金額（単価）が、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札書記載の入札総価額（各入札金額（単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額）が最低であるものを落札者とする。 9 契約書作成の要否 要 10 そ の 他 (1) 開札の時にあって、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (2) 入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い 入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額（単価）とすること。 なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。 (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 <table><tr><td>ア 名 称</td><td>北海道教育庁企画総務部財務課</td></tr><tr><td>イ 所 在 地</td><td>郵便番号 060 - 8544 北海道札幌市中央区北3条西7丁目</td></tr></table>		ア 名 称	北海道教育庁企画総務部財務課	イ 所 在 地	郵便番号 060 - 8544 北海道札幌市中央区北3条西7丁目
ア 調達をする役務の名称	北海道教育庁託送業務	各単位当たりの単価																	
イ 数量	梱 包	1,590個																	
	個建て運送	3,160個																	
	人事給与出力帳票等	792個																	
ア 名 称	北海道教育庁企画総務部財務課																		
イ 所 在 地	郵便番号 060 - 8544 北海道札幌市中央区北3条西7丁目																		

北海道教育庁企画総務部財務課
電話番号 011 - 231 - 4111 内線 35 - 161

- (4) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (5) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。
- (6) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。
- (7) この入札の執行は、公開する。
- (8) 詳細は、入札説明書による。

北海道教育委員会教育長告示第5号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日ラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成14年2月22日

北海道教育委員会教育長 鎌田昌市

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量
教育情報アプリケーシヨンツール開発業務 一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。
- (3) 契約期間 契約の日から平成14年10月31日まで
- (4) 履行場所 北海道教育庁企画総務部教育政策室教育政策課（札幌市中央区北3条西7丁目）

北海道立教育研究所（江別市文京台東町42番地）

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成13年北海道告示第19号に規定する情報システムの開発の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 過去3年間に於いて、官公庁又は民間事業者とUNIX系OS環境で稼働するシステム開発業務に係る契約を締結し、確実に履行した実績があること。
- (4) 当該成果品の納入後、修理、点検、保守、その他のアフターサービスを道の求めに応じて速やかに提供できること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者はアからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうか

の審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成14年2月22日から3月13日までの開庁時間内

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060 - 8544 北海道札幌市中央区北3条西7丁目

北海道教育庁企画総務部教育政策室教育政策課

電話番号 011 - 231 - 4111 内線 35 - 416

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道札幌市中央区北3条西7丁目

北海道教育庁企画総務部教育政策室教育政策課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 北海道札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館7階1号

会議室（郵送による場合は、郵便番号 060 - 8544 北海道教

育庁企画総務部教育政策室教育政策課）

- (2) 入札日時 平成14年3月19日（火）午後1時30分

（郵送による場合は、平成14年3月18日までに必着）

- (3) 開札場所 (1)に同じ。

- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

- (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 北海道札幌市中央区北3条西7丁目

北海道教育庁企画総務部教育政策室教育政策課

- (2) 交付方法 (1)の場所交付する。

8 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内であって、最低の

価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

10 その他

- (1) 開札の時に於いて、2 に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い
- ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- イ 落札者となった者は、落札決定後、速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。
- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- ア 名 称 北海道教育庁企画総務部教育政策室教育政策課
- イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8544 北海道札幌市中央区北 3 条西 7 丁目
- 電話番号 011 - 231 - 4111 内線 35 - 416
- (4) 契約の手続において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨
- (5) この入札の内容は予定であり、変更することが有り得る。
- (6) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。
- (7) この入札の執行は、公開する。
- (8) 詳細は、入札説明書による。

11 Summary

- A . Nature and quantity of the services to be procured :
The development of application software for educational information network. 1 set
- B . Bid tendering date and time :
1 : 30 P. M. March 19, 2002
(If mailed, bids must arrive no later than March 18, 2002)
- C . Contact
Educational Policy Division, Planning and general Affairs Department, Hokkaido Board of Education, Kita 3, Nishi 7, Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido, Japan 060-8544
Phone : 011-231-4111 Ext. 35-416

宗谷地区漁業調整委員会
委員長補欠選挙公告

平成14年2月27日執行の宗谷海区漁業調整委員会委員補欠選挙における候補者の届出の告示を、平成14年2月18日、次のとおり宗谷支庁の揭示板に掲示して示達した。

平成14年2月22日

宗谷海区漁業調整委員会委員補欠選挙長 米 倉 弘

宗谷海区漁業調整委員会委員補欠選挙長告示第4号

平成14年2月27日執行の宗谷海区漁業調整委員会委員補欠選挙について、候補者として、次のとおり届出があった。

平成14年2月18日

宗谷海区漁業調整委員会委員補欠選挙長 米 倉 弘

報 告 公 道 漁 業 北 海

届出 受理 番号	届 出 年 月 日	届出の別	ふ り が 氏 名	性別	住	所	生年月日 (年齢)	党	派	職	業
1	平成14年 2月18日	本人届出	さいとうきゆうじ 齋藤 久 二	男	北海道枝幸郡浜頓別町字頓別		昭和2年 7月14日 (満74歳)	無	所 属	漁	業

平成14年2月27日執行の宗谷海区漁業調整委員会委員補欠選挙における無投票の告示を、平成14年2月18日、次のとおり宗谷支庁の揭示板に掲示して示達した。

平成14年2月22日

宗谷海区漁業調整委員会委員補欠選挙長 米 倉 弘

宗谷海区漁業調整委員会委員補欠選挙長告示第5号

平成14年2月27日執行の宗谷海区漁業調整委員会委員補欠選挙は、候補者の数が選挙すべき委員の数を超えないから、漁業法（昭和24年法律第267号）第94条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第100条第4項の規定により投票は行わない。 平成14年2月18日 宗谷海区漁業調整委員会委員補欠選挙長 米 倉 弘		北海道警察本部1階入札会場 平成14年3月27日 午前10時 (2) 入 札 日 時 (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 5 入 札 保 証 金 入札保証金は、免除する。 6 郵便等による入札 (1) 郵便による入札は認めない。 (2) 電報による入札は認めない。 7 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課 電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 8 落札者の決定方法 有効な入札をした者のうち、すべての入札金額（単価）が北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内であって、かつ、最低の価格（単価）であるものを落札者とする。 9 契約書作成の要否 10 そ の 他 (1) 開札の時にあって、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (2) 入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い 入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額（単価）とすること。 なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。) (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道警察本部総務部会計課 イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8520 北海道札幌市中央区北2条西7丁目 電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236 (4) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。 (5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。																									
北海道警察本部告示第24号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 平成14年2月22日 北海道警察本部長 上 原 美都夫 1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品の名称及び数量 <table><tr><td>ア 調達をする物品の名称</td><td>P C C用紙A 4 再生上質紙</td><td>1箱当たりの単価</td></tr><tr><td></td><td>P C C用紙A 3 再生上質紙</td><td>1箱当たりの単価</td></tr><tr><td></td><td>P C C用紙B 4 再生上質紙</td><td>1箱当たりの単価</td></tr><tr><td></td><td>P C C用紙B 5 再生上質紙</td><td>1箱当たりの単価</td></tr><tr><td>イ 数量</td><td>P C C用紙A 4 再生上質紙</td><td>7,000箱</td></tr><tr><td></td><td>P C C用紙A 3 再生上質紙</td><td>2,700箱</td></tr><tr><td></td><td>P C C用紙B 4 再生上質紙</td><td>500箱</td></tr><tr><td></td><td>P C C用紙B 5 再生上質紙</td><td>300箱</td></tr></table> (2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書による。 (3) 契約 期 間 平成14年4月1日から平成15年3月31日まで (4) 納 入 場 所 契約担当者等の指定する場所 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成13年北海道告示第19号に規定する物品の購入の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 3 契約条項を示す場所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課 電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236 4 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目		ア 調達をする物品の名称	P C C用紙A 4 再生上質紙	1箱当たりの単価		P C C用紙A 3 再生上質紙	1箱当たりの単価		P C C用紙B 4 再生上質紙	1箱当たりの単価		P C C用紙B 5 再生上質紙	1箱当たりの単価	イ 数量	P C C用紙A 4 再生上質紙	7,000箱		P C C用紙A 3 再生上質紙	2,700箱		P C C用紙B 4 再生上質紙	500箱		P C C用紙B 5 再生上質紙	300箱		
ア 調達をする物品の名称	P C C用紙A 4 再生上質紙	1箱当たりの単価																									
	P C C用紙A 3 再生上質紙	1箱当たりの単価																									
	P C C用紙B 4 再生上質紙	1箱当たりの単価																									
	P C C用紙B 5 再生上質紙	1箱当たりの単価																									
イ 数量	P C C用紙A 4 再生上質紙	7,000箱																									
	P C C用紙A 3 再生上質紙	2,700箱																									
	P C C用紙B 4 再生上質紙	500箱																									
	P C C用紙B 5 再生上質紙	300箱																									

- (6) この入札の執行は、公開する。
(7) 詳細は、入札説明書による。

北海道警察本部告示第25号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区（昭和43年北海道警察本部告示第23号）の一部を次のように改正し、平成14年2月25日から施行する。

平成14年2月22日

北海道警察本部長 上 原 美都男

別表札幌方面北警察署の項中 「 茨 戸 同 北区東 同 北区東
茨戸50番3号 茨戸46番地2 」

に改め、同表札幌方面赤歌警察署の項中

同	歌 志 内		歌志内市字本町123番地	歌志内市字本町、字東光、字歌神、字神威、字中村、字新歌、字西山及び字文珠の一部（通称文珠市街）
同		上 歌	同 字上歌	同 字上歌

を

同	歌 志 内		歌志内市字東光1番地2	歌志内市字本町、字東光、字歌神、字神威、字中村、字新歌、字西山、字上歌及び字文珠の一部（通称文珠市街）
---	-------	--	-------------	---

に改め、同表札幌方面苫小牧警察署の項中

「 弥 生 同 弥 生
町2丁目13番18号 」

「 弥 生 同 弥 生
町2丁目2番7号 」 に、

美 園		同 美園町1丁目54番	同 美園町1丁目から4丁目まで、三光町5丁目及び6丁目、明野新町1丁目から6丁目まで、新開町及び柳町の1丁目から4丁目まで、明野元町1丁目及び2丁目、新明町、字高丘並びに字丸山
-----	--	-------------	--

美 園		同 美園町1丁目4番3号	同 美園町1丁目から4丁目まで、三光町5丁目及び6丁目、明野新町1丁目から6丁目まで、新開町及び柳町の1丁目から4丁目まで、明野元町1丁目及び2丁目、新明町1丁目から5丁目まで、字高丘並びに字丸山
-----	--	--------------	--

「 勇 弘 同 字勇 同 字勇
弘77番地の27 弘 弘27番地1 」 に、

沼 ノ 端		同 字沼ノ端53番29	同 字沼の端、字柏原、字静川、字植苗、字美沢及びあけぼの町
-------	--	-------------	-------------------------------

沼 ノ 端		同 字沼ノ端553番地8	同 字沼の端、字柏原、字静川、字植苗、字美沢及びあけぼの町1丁目から5丁目まで
-------	--	--------------	---

追 分	勇弘郡追分町本町6丁目54番地	勇弘郡追分町本町1丁目から7丁目まで、花園1丁目から4丁目まで、若草1丁目及び2丁目、青葉1丁目から3丁目まで、柏が丘、弥生、豊栄、春日、向陽、美園、緑カ丘、中央並びに旭
-----	-----------------	---

追 分	勇払郡追分町 本町6丁目54番地	勇払郡追分町本町1丁目から7丁目まで、花園1丁目から4丁目まで、若草及び青葉の1丁目から3丁目まで、白樺1丁目及び2丁目、柏が丘、弥生、豊栄、春日、向陽、美園、緑が丘、中央並びに旭
-----	---------------------	--

に、

厚 真	同 厚真町 錦町	を	厚 真	同 厚真町 錦町26番地
-----	-------------	---	-----	-----------------

に、

上厚真	同 上厚真	を	上厚真	同 上厚真251番地11
-----	-------	---	-----	--------------

に、

萩 野		同 字萩野
	竹 浦	同 字竹浦36番地
	虎杖浜	同 字虎杖浜14番の内

を

萩 野		同 字萩野77番地の15
	竹 浦	同 字竹浦36番地1
	虎杖浜	同 字虎杖浜14番地

に改め、同表函館方面函館中央警察署の

項中	七飯南	同 七飯町 字大川189番78号	同 七飯町字大中山、字中島、字中野、大川1丁目及び2丁目、字豊田並びに字大川
----	-----	---------------------	--

を

七飯南	同 七飯町 大川6丁目15番1号	同 七飯町字大中山、字中島、字中野、字豊田、字大川及び大川1丁目から11丁目まで
-----	---------------------	--

に改め、同表函館方

面八雲警察署の項中

署所在地		山越郡八雲町 富士見町113番地	山越郡八雲町、元町、本町、東町、富士見町、豊河町、東雲町、内浦町、住初町、未広町、相生町、栄町、宮園町、出雲町、三杉町、緑町、字花浦、立岩、富咲、上八雲、浜松、鉛川、春日、大新、黒岩および山崎
------	--	---------------------	--

を

署所在地		山越郡八雲町 富士見町113番地	山越郡八雲町元町、本町、東町、富士見町、豊河町、東雲町、内浦町、住初町、未広町、相生町、栄町、宮園町、出雲町、三杉町、緑町、花浦、立岩、富咲、上八雲、浜松、鉛川、春日、大新、黒岩、山崎及び熱田
------	--	---------------------	--

に、

静 狩	同 字静狩番外地	静 狩	同 字静狩52番地の6
-----	----------	-----	-------------

に改め、同表函館方面江差

警察署の項中

湯ノ岱	同 字湯ノ岱44番地	同 字湯ノ岱
-----	------------	--------

を

「

湯ノ岱	同 字湯ノ岱 913番地の6	同 字湯ノ岱
-----	-------------------	--------

」に、
「

館	同 館町28番	を	館	同 館町129番 地の4
---	---------	---	---	-----------------

」に改め、同表釧路方面中標
津警察署の項中「麻布同 麻布町」を「麻布同 麻布町108番
地」に改める。